
平成 14 年 第 2 回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 14 年 7 月 11 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (7 月 1 1 日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	2
○開 会 宣 言・開 議 宣 告	3
○議会運営等諸般の報告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3
○日程第 2 会期決定の件	3
○日程第 3 議案第 1 号	3
○日程第 4 議案第 2 号	8
○日程第 5 議案第 3 号	1 0
○日程第 6 議案第 4 号	1 1
○閉 会 宣 告	1 6

平成14年第2回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7月11日	原案可決
2	平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)	7月11日	原案可決
3	平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	7月11日	原案可決
4	平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	7月11日	原案可決

平成14年第2回臨時会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成14年7月11日（木曜日）

○議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 7月11日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
第 4 議案第2号 平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)
第 5 議案第3号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
第 6 議案第4号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
-

○出席議員(20名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 中村有秀君 | 2番 | 中川一男君 |
| 3番 | 福塚賢一君 | 4番 | 笹木光広君 |
| 5番 | 吉武敏彦君 | 6番 | 西村昭教君 |
| 7番 | 石川洋次君 | 8番 | 仲島康行君 |
| 9番 | 岩崎治男君 | 10番 | 佐藤政幸君 |
| 11番 | 梨澤節三君 | 12番 | 米沢義英君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 徳島稔君 |
| 15番 | 村上和子君 | 16番 | 清水茂雄君 |
| 17番 | 小野忠君 | 18番 | 向山富夫君 |
| 19番 | 久保田英市君 | 20番 | 平田喜臣君 |
-

○欠席議員(0名)

○遅参議員(1名) 2番 中川一男君

○早退議員(1名) 9番 岩崎治男君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	町民生活課長	米田末範君
上下水道課長	早川俊博君		

○議会事務局出席職員

局長 北川雅一君
主事 廣瀬美佐子君

係長 北川徳幸君

午前 10時30分 開会
(出席議員 20名)

開会宣告・閉議宣告

議長(平田喜臣君) ご出席まことにご苦労に存じます。

ただ今の出席議員は19名であります。

これより平成14年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程にはいるに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) ご報告申し上げます。

今期臨時会は7月8日に告示され、同日、議事日程及び議案等の配布をいたしました。

今期臨時会に提出の案件は、町長からの提出の議案第1号ないし議案第4号の4件であります。

本臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 米 沢 義 英 君

13番 長谷川 徳 行 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(平田喜臣君) 日程第2 会期決定の件を

議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思

います。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3 議案第1号

議長(平田喜臣君) 日程第3 議案第1号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第1号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例につきまして、提案の要旨をご説明申し上げます。

本条例につきましては、一般廃棄物の収集、運搬、処理に関しまして、その一部を有料化するとともに、ごみの分別、資源化、減量化を図るために、分別の細分化、排出の方法及び排出容器の指定などについて規定し、あわせて条文の整理をすることから全文改正しようとするものであります。

内容といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、町の一般廃棄物の処理に關し定めようとするもので、第1点は、処理区分として家庭ごみと事業所ごみの収集、運搬、処理区分を規定しようとするものであります。

第2点目といたしましては、排出方法として排出者の管理義務及び指定容器または指定シール添付を規定しようとするものであります。

第3点目は処理手数料として、手数料条例において一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを有料化し、資源ごみについては無料とすることを規定しようとするものであります。

第4点目はその収入方法として、証紙によること、また、災害等を想定して手数料の減免規定を設けようとするものであります。

以下条文をおって説明いたします。

議案第1号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に關

する条例。

上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年上富良野町条例第15号）の全部を改正する。

第1条は条例の趣旨を定めようとするものであります。第2条は用語の定義を定めようとするものであります。第3条は廃棄物減量等推進審議会について定めようとするものであります。第4条はごみの分別、減量化推進にご協力をいただくためにクリーン推進員の委嘱について定めようとするものであります。第5条では一般廃棄物のうち家庭から排出されるもの、事業所から排出されるものに関し、その処理区分を規定するものであります。第6条では廃棄物の保管及び指定容器について規定するとともに、排出者の管理について定めようとするものであります。第7条から第8条につきましては、家庭ごみの排出及び事業所ごみの排出、運搬等について定めようとするものであります。第9条から第14条までについては手数料に関し、上富良野町手数料条例に定めること、収入の方法として証紙によること、証紙の売り捌き人を指定すること、売り捌き手数料については、100分の7と定めようとするなどについて規定しようとするものであります。第15条では手数料の減免について定めようとするものであります。第16条から17条では一般廃棄物処理業等の許可申請などについて定めようとするものであります。第18条では不正行為等に対する過料を定めようとするものであります。第19条では規則への委任であります。附則、施行期日、1 この条例は平成14年10月1日から施行する。経過措置、2 この条例施行の際、改正前の上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた一般廃棄物処理業等の許可の申請は、この条例によりなされたものとみなす。上富良野町手数料条例の一部を改正する条例、3 上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。別表中35の項を次のように改める。ただいまご説明申し上げました条例本文中第9条に定めます手数料に関して定めようとするものであります。分別排出をいただき、資源、再生可能な瓶、缶、プラスチック類、ペットボトル、生ごみ、紙類といった資源ごみとして排出されるものの収集、運

搬、処理手数料を無料とし、町において最終処理を要する可燃ごみでございます一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについて収集、運搬、処理に要する費用のうち施設建設費や所管人件費用を除く費用につきまして、町民の皆様のご負担に対する声等をもとに、概ね3分の1を排出の量に応じてご負担いただくべく定めようとするもので、その金額は本表に記載の通りであります。同表36の項中、第16条を第17条に改める。以上で説明いたします。ご審議いただきましてお認めいただきますようお願いいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 何点かについて質問いたします。まず第1点目は最終的には町の定例議会で条例案が否決されました。それを受けて当然まだ間が浅いという状況の中で、再度、町の方においては条例案を提出されました。同一議会においては否決されたものは、再度提出することはできないという決まりがありますが、今回この提案に至っては、そこから外れた形の中で提案されているということでは道理があります。しかし一回否決されてまだそれがたたないという状況の中でなぜ提案されるのか。

更にお伺いしたいのは、本来であれば町のいわゆる行政改革という形の中で、いわゆる歳入欠陥がこの条例でいけばおこるという状況になります。本来であれば町の側では原案を提出するという状況の運びも内部の中では審議されたかというふうに思いますが、その経過と歳入欠陥に陥った場合のこの財源のいわゆる収入確保はどのようにされようとしているのか、この点。

更にお伺いしたいのは、いわゆるごみの減量化等において、いわゆる行政改革の一環として住民負担を求めるといって形の中で、いわゆる経費のかかる部分を住民に求め、更にいわゆる減量化の促進のためにも有効な手段のなかで行われるという形で、この条例が出されたかというふうに思いますが、しかしその規定でいけば、将来的にはもう一度お伺いいたしますが、どのくらいのごみの減量化が見込まれるのか。他の町村の事例を見ますと、一時的には有料化に伴って減量化の効果が表われたというような部分も見受けられます。その一方で不法投棄の増大

等も見られますが、こういう対策等も十分視野にいれられていると思いますが、この点。

もう一つ最後にお伺いしたいのは、このごみの有料化が減量化につながるのかという点で私疑問にもちますと同時に、いわゆる税収入において、当然町民においては税の負担をしているという状況の中で、新たな二重の租税負担を強いられるという問題がここにあるかというふうに思いますが、この点についてですね。私はそういう立場からいけば、有料化というのはしなくても住民の意識の高揚、こういうものを細かく積み重ねることによって減量化がなるものだというふうに思いますし、こういった点についても改めて町の答弁を求めておきたいと思います。また住民がすべてこの有料化に賛成だという形の状況でないということも付け加えておきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員のご質問にお答え申し上げたいと思いますが、いわゆる条例の提案の時期の問題でございますが、基本的に私どもこの条例を提案している中におきましては、単に料金改正のみでなく、今後のそのいわゆるごみ処理の状況、全体的な計画をもって進める中にまた広域的な取り組みをしていかななくてはならず、そういう計画を立ててございます。そういう中でそれぞれ事業が進捗していく状況でございますので、そういう状況を踏まえた中で、条例の改正の最初の提案を申し上げたところでございます。そういう面におきましては、所管委員会等も通じながらいろいろご意見を賜った中で進めてまいったつもりをしております。そういう中で当然この状況におきまして、中には十分ご理解いただけない部分はあるかと思えますけれども、総体的に町民の皆様のご理解をいただけるものというふうに考えてございます。そういう中で議会等の意見がある中で、町長として再提案をさせていただいたということでございますので、この点ご理解を賜っておきたいと思えます。

また今回の改正におきまして、当初見込んでおりました状況から歳入の費用が少なくなるという状況でございますけれども、これらにつきましては、やはり町民の意思の中でこういうご判断をいただいたということでございますので、これらの不足する財

源等につきましては、やはり行政改革の中で実施をする中でこういうものを生み出していかなければならないというふうに思っております。これは後半の中でその辺のところをどう切り詰めていくかという点、私どもに課せられた問題だというふうに思っておりますので、この辺につきましては、今後の行政執行の中で対応をしてみたいというふうに思っております。

以下の点につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

町民生活課長（米田末範君） 3点目の減量化に関わりまして、将来的にどのような量が減っていくかということでございますが、現状で正確な部分は申し上げられませんが、生ごみ等につきましては約2,000トン強のものが再生資源として回っていく。それから紙類等につきましても、細分化をしながら収集をしていきたいという考え方も持っております。最終的に埋めていくごみというものが、相当数減っていくということが予測されるということでご理解を賜っていただきたいと思います。

それからこれに伴って不法投棄ということでございますが、有料化されるものの範囲というのは、非常に限定をさせていただいたということもございまして、分別等に関わって対応していただければ大変ありがたいと思えますし、そのように進めていきたいというふうに考えてございます。ただ他の投げてはいけぬ、一般ごみとして収集運搬できないものが不法投棄されるというような、いわゆる法に触れる、不法投棄というベースでいきますと、これらにつきましては、まったく別な観点だと思っておりますので、それらにつきましてはまた私どもとしても監視を続けていきたいというふうに考えます。

それから有料化が減量化につながるかということでございますが、当然にして更に分別を進めていただくことで、それらにつきましては有料のものから資源へと展開させていただくことによって、減量化につながるという考え方をしているところでございます。

更に新たな税負担ということでございますが、あくまでお出しいただいた量に応じて、その負担をいただくということで考えてございますので、必ずしも新たな税負担ということでは考えてございません。

なお、住民の意識の高揚で可能でないかということでございますが、すべての方々がそうにご理解を賜って、更に分別を進めていく方向になれば、非常にありがたいということでございますが、やはりこれらについては、100パーセント意識の中で必ずしもできていないというのが現状でございます。これら有料化に向けて一つの方策として、進めさせていただきたいというふうに思います。以上であります。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。
12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 私、町長いわゆる、町のほうでいわゆる広域等の流れもあって、それを踏まえてすばやく条例を処理したいということの説明かというふうに思いますが、そういう部分もあるかと思えます。しかし、町側が一番進めたいと思っているのが、いわゆる10月に有料化という形の中で、今、各地域で既に説明会を開いて有料化になりますと、ここ自体がおかしい話でして、一回否決されたものをなぜ有料化になるという想定で、各住民会あるいは町のそういった説明会を開いているのかということに疑問が残るわけです。そのことを考えたときに、あくまでもいわゆる減量化もあるけれど、最優先はいわゆる行政改革という状況の中で、なんとしてもこの歳入欠陥をすばやく補いたいということが優先されるという状況の中で、この条例を早急に制定したいという思惑があるのだらうと、普通の良心でしたら少なくとも次期の定例会までは待とうという形のそういう良識的な判断も当然伴うべきだと思いますが、こういうことがなされてないということになれば、当然その歳入をすばやく補いたいと、他の町村との広域的な流れや協力関係があるが、そういうこともわかりますが、本来はそこがやはり原因なんだろうと思っております。そういうことを考えたときに、私はこの条例の出し方そのものがおかしいし、やはりもう一度これを差し控えて、この条例を引っ込めるということを考える余地は持っておられるのか、どうなのかこの点。

更にもう一点伺いたいのは、二重の税負担ではないとおっしゃるけれどもこれは明らかに二重の税負担なのです。何回も言いますが、町民税を納めその他の税も納めている。しかし、米沢さんそう言う

けれど、町の財政が苦しいときに、町民の皆さん方にも一定の負担をしてもらうのは当然でないかという理由できております。しかし、町のいわゆる町民税のこの間のいわゆるどのような数値をたどっているのかというと、平成7年から平成12年比べてもやっぱり税収が落ち込んでいるという状況、そして滞納も増えるという状況、不納欠損も増えるという状況の中で住民の暮らしがますます後退してきていると、こういう中で新たな負担というのは、住民に更に負担を負わせ生活を後退させる、こういう原因にもつながると思いますが、この点はどのようにお考えなのか、あわせて伺いまして町長の見解を求めます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） この際、動議を提出したいと思えます。ただいまの質問に対しては、いささか懐疑心を持っているわけでございますけれど、ただいまの質問者は教育民生常任委員会の副委員長であります。その方は本付託された案件に対して報告書をまとめる立場にあった方だと思います。報告書をまとめるにあたっては、教育民生常任委員長、副委員長に所管としては一任したはずなんです。それを本会議でこのような立場にある方が、責任ある方がその質問するということは、馴染まないと思うんです。従って、この際暫時休憩をかけて議長の特別なお祈りで対応してくれることを自分は希望したいと思えます。以上です。

議長（平田喜臣君） 動議賛成の諸君の声がないように思われます。ただいまの3番議員の動議に対しまして、私のほうからの問いかけに対しての賛成の諸君の声がりましたが、現在は3番議員の動議の発言と同時に賛成のお声がなかったので12番の質問を続けたいと思えます。理事者側の答弁を求めます。助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の再質問にお答え申し上げたいと思えます。今条例の提案の間隔の問題でございますけれど、先ほどもお答えしておりますとおり、その最初に提案申し上げている状況から、いわゆる経過をたどってきているということでございますので、私どもいたずらにその辺のところを私どもの考えの中でご提案申し上げているわけございません。そういう状況を踏まえた中でご提案申し

上げているつもりをさせていただきます。この中で歳入欠陥、いわゆる財源不足という中で、歳入欠陥を埋めるというようなご発言もちょっとあったわけでしたが、決してそういうことではなくて、やはり一連の行政改革の中でも位置付けているところでもございます。今回こういう中で住民の声を聞いた中で、一つは当初考えていた中で落ちてくるという状況がございますから、そういう面につきましては、これからの行政改革の中で十分意図した中で、この辺のところを執行の中で十分考えていきたいというふうに思っております。

また、税の二重じゃないかという点につきましては、先ほど課長からお話ございましたとおり、税につきましては一定の額しかございません。住民のサービスに向けるすべてが税で賄えるというような状況にもございません。そういう中で、この限られた財源の中でどうしていくかというのは、行政執行上、十分考えていかなければならない。そしてその中でやはり受益者負担という側面が出てくるのであれば、それなりに住民の負担をいただいて考えていかなければならないというふうに思います。特に財政的にそういう点が許されるのであれば、そういう点に負担を求めないでやることも考えなくてはならないと思いますけれど、やはり財政という限られた中での措置でございますから、やはり受益を受ける方にそれらの応分の負担をいただくということが、好ましいやり方と承知しておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

議長(平田喜臣君) ただいまの答弁に対して再々質問があれば賜ります。よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり。)

これを持って質疑を終了します。

これより討論に入ります。まず本案に対する反対者の発言を許します。12番米沢議員。

12番(米澤義英君) 私、今回上程されました上富良野町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例に反対する立場から討論をいたします。

今、家庭のごみ有料化が各地で進められているところであります。家庭のごみの収集料金の有料化をした自治体では、ごみの減量化がなされたかという点では、各地の実態をみても様々であります。比

較的有料化後に新たなごみの増加に転ずるという例も出ております。このことを考えたときに、必ずしもごみの有料化自体が減量化に進むという根拠はないということを示しているのではないのでしょうか。また、一方では不法投棄の監視等に追われるという問題も含めて、きっちりとした不法投棄の監視等の強化等も求められるところであります。

また、私が強調したいのは、近年においてはこのごみの有料化という状況の中で、住民の負担が更に増すという問題であります。上富良野町の近年の町税収入を見ましても、長びく不況、不景気という状況の中で、各階層の所得が伸び悩んでるという状況が平成7年と平成12年の決算を見て明らかである。

また、ごみの分別においての粗大ごみの有料化においても、十分まだ町民には知られていないという状況の中で、新たな負担が実際に施行されてますということは明らかであります。

私はこういう立場からして、減量化は有料化を進めるという立場ではなくて、あくまでも住民の日々の意識の啓蒙、啓発に基づいて減量化を促進するという問題が第1番にあげなければならない課題だと思っております。

更に解決しなければならない問題としては、製造、生産者の責任であります。日本においてはとかく過剰包装等々があり、また製造責任という点でも国の法律の曖昧さもあって、なかなかごみの減量化に結びつかないという状況もあります。

こういう二つの問題をきっちり解決すれば、住民の負担も軽減でき、また、自治体の負担の軽減もでき、また、ごみ焼却炉における補助政策の見直しを行えば、住民や自治体の負担の軽減もできるわけですから、こういう問題を解決するというを私は先決であり、同時にこのことを述べさせていただきます。住民に負担を求めるこの廃棄物処理に関する清掃に関する条例に反対の立場から討論を終わらせていただきます。

議長(平田喜臣君) 次に本案に対し、賛成者の発言を許します。18番向山議員。

18番(向山富夫君) 私は上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に対し、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。昨今、生活様式の変化が急速に進む中、それに伴

う日常生活におけるごみの排出量は、様々な分野でリサイクルや減量化などの工夫がなされているにもかかわらず、その排出量は年々増大しているのが実態であります。

従来より廃棄物の処理は行政サービスとして無料で行われており、ごみの収集、運搬、処理に対しても、年々その財政負担を増している状況であります。加えて分別収集の一層の細分化が図られる状況から、今後更に大きな処理コストが生じてくるものと予想されるものであります。

このような状況にあって、本町においてますます高まる行政サービスニーズにいかに対応するかの中から、この度、先に開かれた定例議会での本条例案の修正意見を受け入れた、ごみの一部有料化が町長から示されたわけです。

一向に明るさが見えてこない現下の厳しい経済状況は、個々人の家庭経済はもとより地方自治体の財政状況も例外ではなく、一段と厳しい実態であることはご案内の通りであります。

こうした環境下にありまして、様々な行政サービスに対する一部受益者負担は避けがたいものと理解できます。これらは税による間接負担か、手数料による直接負担かという選択と考えられ、ごみ処理にあたっては、一部受益者負担による有料化の導入が妥当でやむを得ない対応と理解できるものであります。

更に、その負担を求めることにつきましては、町民の皆様に対し減量化はもとより、資源化や再利用などごみに対する認識と有料化に対する理解を深めていただくため多様な説明機会などを設け、一部有料化の円滑な制度導入が図られることを希望し、私の賛成意見といたします。以上です。

議長（平田喜臣君） 次に本案に対する反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶものあり。）

なければこれをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、原案は可決されました。

日程第4 議案第2号

議長（平田喜臣君） 日程第4 議案第2号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第2号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、先に概要を申し上げます。

まず、その1点目でございますが、先ほど議案第1号でご議決いただきました家庭ごみの有料化の実施に伴い、この10月から本年度末までの半年間のごみ排出量とそれに応じました手数料収入額を試算しました結果に基づきまして、当初の歳入予算額の一部について、減額補正を行うものであります。また、この歳入の減額にあわせまして、指定ごみ袋を扱う販売店に支払う予定の売り捌き手数料につきましても、相当額を減額するものであります。

次2点目につきましては、西部地区簡易水道施設の維持工事に伴います同特別会計への繰出金の追加措置についてでございます。この施設の給水区域には観光施設などもございまして、これから本格的な給水時期を迎えるわけでございますが、6月以降、同施設の静修浄水場取水施設におきまして、取水能力が著しく低下傾向にあることが判明しました。この度、その原因解消の工事などに要する経費の財源とすべく、新たに繰出金を予算計上するものであります。

以上、申し上げました事項にそれぞれ必要とする財源を予備費から組替えまして、補正予算の調整を行ったところでございます。以下、議案を朗読しながらご説明申し上げます。

議案第2号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）

平成14年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9642万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。第1表歳入歳出予算補正、ここでは款の名称ごとに補正額のみ申し上げます。最初に1、歳入、11款使用料及び手数料、800万円の減、歳入合計同じく800万円の減でございます。次に2、歳出を申し上げます。4款衛生費、213万9千円、15款予備費1013万9千円の減、歳出合計800万円の減でございます。

次、2ページ、3ページにつきます事項別明細書の1、総括部分につきましては説明を省略させていただきます。

4ページの2、歳入に入ります。ここからは科目の款及び項の名称と項ごとの補正額とその主な内容を簡単にご説明申し上げます。

11款使用料及び手数料、2項手数料800万円の減、冒頭申し上げましたように10月からの家庭ごみの有料化実施に伴いまして、年度末までの間の収入額を推計しましたところ、一部過大見積りとなることから800万円を減額いたすところでございます。

次、6ページ、3の歳出に入ります。4款衛生費1項保健衛生費、72万1千円の減、ここでは町の指定袋を販売していただきます小売店に対しまして、7パーセントの売り捌き手数料を払うこととなっております。歳入でも申し上げましたように、売り捌きの収入見込み額の減額にあわせてこの72万1千円を減額いたすものでございます。

次、3項上下水道整備費、286万円、簡易水道事業特別会計に対します繰出金でございます。冒頭申し上げました売り捌きの浄修浄水場取水施設の洗浄工事等に伴います経費の財源とすべく計上いたしたところでございます。

次、8ページに移ります。15款予備費1項予備費、1013万9千円の減、ただいま歳入歳出におきまして申し上げました事項につきまして、必要とする財源をこの予備費を減額してあてるものであります。

以上、この度の補正予算としての調整した内容でございます。ご審議賜りまして原案お認め下さいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説

明を終わります。これより質疑に入ります。12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 歳入予算あるいは今回使用料手数料の減額修正という形でこれを認めれば、当然有料化を認めると同じでありますから当然認めるという立場のものではありません。

お伺いしたいのは今後町の方では10月以降、この条例制定されて各ごみの袋を扱ってもらうという指定代理店等の募集等を行うと思いますが、そういった手順も含めて住民に対しては、今、説明会をやっていると言う形の矛盾もあるわけですから、どういう形の中で今後指定代理店等を募ろうとしているのか。

それと今後町の、先ほども質問しましたが、いわゆる歳入欠陥の部分をもど部分で補おうとしているのか、そういうものが住民のまた新たな負担に求められたのでは当然たまったものでありませんが、この点を私は改めて質しておきたいと思いますが、当然有料化を認められるわけではありません。

更に歳出のほうでお伺いしたいのは上水道整備ということで286万等で一般会計からの繰り入れ等で処理するという形の中味になっておりますが、こういった部分は交付税等の算入がありうるのかどうなのかこの点あわせてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 冒頭の1点目の歳入不足についての今後の対応については、先ほども助役から答弁させました。今後、行財政改革実施計画に基づきましてより一層の改革と行財政改革の促進を図って財源確保に取り進んでいきたいというように思っています。他のことにつきましては、担当所管からお答え申し上げます。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 指定店に関しますご質問でございますが、これから募集を進めさせていただこうと思っておりますが、商工会さんのご意見含めてお聞きしながら、広く募集を進めていきたいというふうに考えてございます。以上であります。

議長（平田喜臣君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 3点目の簡易水道事業に対します繰出金に対しましての交付税のご質問でございますが、ご案内の通り今回は維持的な性格の

工事等でありまして、交付税等の措置はないものがあります。以上でございます。

議長(平田喜臣君) よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(平田喜臣君) なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第2号を採決いたします。本件は原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(平田喜臣君) ご異議なしと認めます。よって本件は原案の通り可決されました。

日程第5 議案第3号

議長(平田喜臣君) 日程第5 議案第3号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました議案第3号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして提案の理由を申し上げます。

簡易水道の静修浄水場につきましては、平成8年に国道237号線沿いの観光施設の増加による水不足と里仁地区の西側及び江幌、静修地区への供給目的で新設されましたが、施設整備後5年を経過し、井戸及び取水ポンプに泥状の異物が付着し水量が著しく減少している状況から、需要の最盛期に安定的に供給できるよう、井戸及び取水ポンプを洗浄する費用の補正を行おうとするものであります。以下、議案を朗読しながらご説明申し上げます。

議案第3号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、平成14年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7046万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。第1表歳入歳出予算補正、補正額のみを申し上げます。1、歳入、3款繰入金1項繰入金、286万円でございます。2、歳出、1款衛生費1項簡易水道事業費、286万円でございます。

次の2ページ3ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。2、歳入、3款繰入金1目繰入金286万円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。3、歳出、1款衛生費1目一般管理費286万円の内訳としましては、静修浄水場の取水施設の井戸及び浄水ポンプの洗浄費220万円とその工事期間中、配水池への供給をするための給水タンク車借り上げ66万円でございます。以上で補正予算の内容の説明といたします。ご審議いただきましてご議決下さいませようお願いいたします。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。12番米沢議員。

12番(米沢義英君) 今回の簡易水道の補正という形で、水量が低下してきているということの中での補正ということではありますが、ここで伺いたいのは、町の提出された説明資料によれば、平成14年の6月に既定の取水能力が下がって警報が28回鳴ったということの説明ではありますが、おそらくこれ以前にもこのような兆候が何回か表われていたように思われますが、そういった傾向はなかったのか、この点。

更に今回この井戸の清掃をやるということですが、当然また新たにこういう事態がまた予測されます。これを根本的に解決するというになれば、新たな実態も調査しながらこの調査、井戸水の給水能力が低下しないような対策を取る必要があると思いますが、再三再四このような事態の中で、補正という形の中で表われるということにはならないと思いますが、その打開策と今後またこういう事態が起こりうるような状況があるのか、その状況はどういう状況のもとで起きるのか、改めてこれらの点について伺いたしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 上下水道課長答弁。

上下水道課長(早川俊博君) 米沢議員のご質問

にお答えしますが、第1点目の警報の関係でございますけれども、警報に関しましては6月に入りまして28回ということでそれ以前はございませんでした。水量的には入っていますが、あそこに浄水場施設として2ヶ所ありまして、その補い分として里仁のほうから余分に送っている警告というのもありました。

それと2点目の井戸の清掃の関係ですけれども、事前に予測されるんじゃないかということで、根本的な解決方法はないのかという点でございますけれども、いずれにしても水位計に関しましては計装盤で遠隔操作という形で役場のほうに送ってもらってきてますけれども、そういう時点で例えば今年に入りまして5.5トンということで急激に減ったということで、昨年までは6.4トンという形で推移しておりまして、それで需要と供給というかそういう感じで足りていたという状況であります。根本的に打開策はないかということでございますけれども、井戸の土質の性質からいまして岩盤じゃないものですから、火山灰系統の砂質ということでありまして、何年かおきに定期的に点検しなければならぬというふうに理解しております。以上でございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（平田喜臣君） なければこれをもって質疑討論を終了いたします。これより議案第3号を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（平田喜臣君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号

議長（平田喜臣君） 日程第6 議案第4号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第4号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補正の要旨といたしまして、課税事業者として消

費税の確定申告の際、一部計算方法が解釈の違いから還付金を多く受けていたことから、過去3年分につきまして修正申告をし、還付を受けておりました消費税の一部を返納すべく所要の額の補正を行おうとするものであります。

議案第4号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成14年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。第1表歳入歳出予算補正、補正額につき申し上げます。1、歳出、1款下水道事業費1項下水道管理費854万3千円、3款予備費1項予備費854万3千円の減、歳出の合計差し引き0でございます。

次の3ページ4ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出事項別明細書につきましては、中ほどの歳出のところから入らせていただきます。2、歳出、1款下水道事業費1目一般管理費854万3千円の内訳につきましては、消費税の修正申告に伴います延滞金34万2千円と修正申告に伴います消費税820万1千円でございます。3款予備費1目予備費854万3千円の減につきましては、消費税の修正申告に充てるものでございます。

以上で補正予算の内容の説明といたします。ご審議いただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） ただいま議題となりました補正予算については、法の下での平等である原則からして異論はございませんが、誠に遺憾に存じておるところでございます。課税ミス、消費税の過少申告については、日頃の問題意識の欠如、緊張感の足りなさ、希薄さが如実に物語っていたものでないかと、私一人は思うわけであります。

今朝ほどの町長の話の中で、挨拶の中で町民に謝罪を申し上げたいとの意向が示されましたが、ついには結果責任、行政責任があるとすれば、町として

どのような考え方を町長お持ちか、町長の所見をこの機会に賜っておきたいと思います。よろしく願います。

議長（平田喜臣君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員のご質問にお答え申し上げます。今朝ほどの私の町民、議員に対して謝罪を申し上げたというのは、別件の件について謝罪を申し上げたのであって、今件につきましては、私は今日まで税務当局の指導を受けながらそれぞれの申告につきまして、その対応を担当所管は図ってきたと、しかし、国税の見解の違いからこういう結果に相なったということでありまして、誠に遺憾ではありますが、事務担当の大きなミスであるという認識は持っておりませんので、管理者としての理事者の責任を痛感しておりますという点につきましては、別件のことであるということをご理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 別件の件ということに対しては、ご披瀝されていないわけですが、いかがお考えの件かお尋ねしときたいと思います。

この臨時会では議題となっておりますが、いずれ還付、賦課の関係で課税ミスについては議会に諮られることと思いますが、課税ミスについては今回の議会に関係ありませんけれど、課税ミスにつきましては今後、南富良野町、中富良野町、美瑛町の例があるわけですが、それら端的に比較した場合でも、じゃあ町長はその関係については関係ないというお考えですか。

議長（平田喜臣君） 本件についての今、議題についてのご質疑をお願いしたいと思います。

3番（福塚賢一君） じゃあ課税ミスについては後段でなくてはだめだということは理解いたします。それではこの消費税の過少申告については、いかがお考えですか。他の案件で今朝申し上げたということであれば、じゃあ他とは何をさすのですか。その辺をお教えてください。

議長（平田喜臣君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 先ほどお答え申し上げましたように、この消費税のこのご提案いただいております議案につきましての対応は、先ほどお答えさせていただいたとおり、私としては考えてると。

他の件というのは、議員もご発言いただきました町民並びに議員に対して謝罪を申し上げるといったのは、議員のご発言のあった農業機械の課税ミスの問題であります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。1番中村議員。

1番（中村有秀君） 今、町長が同僚議員の質問に対して、国税当局の見解の違いというようなことで今お話をされてきました。それで、これ北海道新聞の2000年12月26日の朝刊、全道版の4面です。平成12年度ですね。ここに3町が受け取りすぎ、留辺蘂、端野、置戸、3年で1,100万円という記事があります。この文章の中に、今日上下水道課長が説明をしていた、一般会計からの繰入金で賄った記載償還金の元金で見合う消費税分を、控除対象から差し引かずに還付を受けていたと。これ平成12年12月26日の朝刊ですよ。このときに既に国税当局は、そういうことできちっと出しているんですよ。ですから私は皆さん方は事務のプロですけど、我々は新聞で何かに関わるものはないかということで、あったものはこうやってコピーをとって持っているわけですよ。先ほど消費税の還付漏れが2,100万あって、そのうち特別交付でかっってきましたけれど、そのときだってちゃんと情報見ているれば、早めに対応ができたんですよ。これも2年前ですよ。平成12年12月26日の朝刊だったら、それであればうちはどうなのかと、わざわざ説明まで入っているんですよ。そんなこと今さら国税当局の見解の違いということで、責任逃れするものではないと思うんですね。ですからまず一つはこれ。

それともう一つは役場庁舎内でどここの新聞を何部とっているか確認をいたしたいと思います。

それから3点目、それらの新聞で関係記事をどのように措置をされているか。とういうことは我々全道、全国でいろんな関わりのあるものについては、できるだけ全道紙、全国紙を取りながら、そこでいろいろ情報の収集をやっています。ですから役場庁舎内でそれらの新聞のどういう活用をされているか、これ我々素人が見てもわかることを皆さん方が全然やっていないわけですよ、ですからこれは単なる国税当局の見解の違いということで町長は逃げている

けれど、本来的にはこれもう責任問題ですよ。これ今の4点について伺います。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 1番中村議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。私ども今中村議員がおっしゃるとおり情報の収集の点では、この点、今お聞かせいただいた点ではじめて知ったところでございます。極めてその情報収集がされていないということに對しまして、は誠に遺憾だというふうに思っております。最近におきましてはこの情報の収集の關係につきましては、私どものほうで今役場のほうで取っております新聞の情報の中で關係する記事につきましては、今企画課の方で關係するもの、關係するものというふうなことでそういう対応をしております。

新聞の種類については詳しくはわかりませんが、後ほどお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、ただそういう中で、当然この消費税の平成元年におきたときにおきまして、いわゆる公共下水道におきまして事業者として、収益事業に関わる事業者として、こういう対応をする場合に還付税の措置がありますよと、還付の措置がありますよという指導を税務当局から受けながら、この申告をしてきてございます。そういう中におきまして、当然その書類の中に明らかにそういう費目がございまして、今回で言えば公債費という費目がございまして、その中で公債費につきましては、元金については不課税、それから利子については非課税という措置になってございます。ただその中でこの元金が例えば補助金と同じように、この会計独自に見る場合においては不課税になりますけれども、他からその財源を仰いだ場合については課税にしますよという点は、法律条文の中ではそういったものは読み取れないような状況になってございます。この点につきましては、先ほど議員協議会のときにも説明申し上げましたが、算式等をお示し申し上げたところですが、いわゆる企業会計における仕入れ、その中におけます特定収入の關係で記載しているということでございます。

中村議員がおっしゃるとおり、結果的にはこういう形で結果を見れば本当にわからなかったのかという点は、私どもとして正直言いましてなかなかこの辺のところを読み取れなかったし、また申告の状況

におきまして、税務当局に指導を受けながら進めている経緯の中から、この辺のところはなかなか理解できなかったというような経緯をたどっておりますので、この辺単に法律がこうだったんだという中で、結果的には間違いになってしまいましたけれども、事務担当を責めるのはいかなものかなというふうには私どもは思っております。極めて間違ったことで言い訳になりますけれども、誠に遺憾なことではございますが、そういう内容であるということを一つご理解いただきたいと思いますし、また、情報の収集の点でその辺が的確に對應できなかった点につきましては、今後十分注意をしましてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。1番中村議員。

1番（中村有秀君） あの町長が言う国税当局の見解の違いということ、今助役が、税務署の指導の誤りなんでしょ。そしたら指導を受けてやったということなんでしょ。指導を受けてやったということが結果的には誤りだったというのは、税務署当局がはっきりしていなかったということなんでですか。まず、町長と助役の答弁の違いがありますので。

我々はやはり先ほど申し上げたように平成12年の段階で、もう既に読み上げた、まだ全文がありませんけれども、それも今言う町と我々の町で一般会計から云々の關係で全部入っていることだからもう読み上げませんけれども、これは全道版の第4面に載っていたんですよ。消費税の還付もらい損ねのときに我々は強く指摘をして、公共下水道の關係はきちっとやっているねと確認をしたらきちっとやっていると言ったんだけど、やっているのがもらい過ぎたということになったのか、まだ僕は税務署の指導を受けてやったということで、税務署に責任の転嫁をするのか。

それから、今町長助役の答弁が食い違いますが、やはり事務屋は事務屋でやっぱり責任分担を明確にした形でこれを処置をしていかなかったら、いつになっても危機管理の問題が、今もう町長あれでしょ、3回も自ら減俸処分をやっているわけですよ。クリーンセンターの問題、日の出公園枯れ木の問題、それから墓石の問題、それから消費税の還付漏れの

問題、そうすると非常に町民から行政に対する不信感が、僕はもう出てくると思うんです。ですから同僚議員がおっしゃったけれども、別な角度とは言いながらもやはりこれらについての責任の対処の仕方というのが、僕はあってしかるべきだなという気がいたします。でなければ、職員にこういう仕事をするような緊張感といいますかね、そういうもの、危機管理というものが希薄になってくると思います。そういう点で町長の答弁をお願いしたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員のご質問にお答え申し上げたいと思いますが、私、決して税務署の導を受けてやったことに対しては、間違いのないわけにありますけれど、この税の問題というのは、あくまでも申告者の責任でございます。いかなる場合があっても、申告者自ら判断していかなければならないことで、あの決して税務署にその責任があるということでは受けてございません。通常は私どもこういう法令の中でやはりわかるものについては、新しくなる場合については、こういうものなんですよというような点があってもしかるべきだなというふうには思います。これはあくまでもこちらの要望事項でございます。

それから先ほど町長が国税の見解ということでお話し申し上げましたが、これは税務署を通じまして国税のほうからこういうことで対処させると、こういう点でなっていないかというようなことの指示をいただいた中で、この調査に入って内容を点検したということでございます。その辺ご理解いただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員のご質問にお答えさせていただきますが、決して助役と私の答弁は違っているという認識は私は持っておりません。その点誤解のなきようお願いしたいと思います。

さて、この件につきましては、過半の議員協議会でも申し上げました。中村議員からのご質問で誠に私としても遺憾だと、そういう情報あるいは議員あるいは町民の皆様方からのご指摘等々を受けたときに適正に、適切に、敏速になぜ対処でき得ないのかということにつきましては、誠に遺憾に思っております。

ということでお答えさせていただきましたが、この案件につきましても、そういう情報の収集ができなかったということにつきましては、誠に遺憾だと思っておりますが、13年度決算におきまして申告いたしまして、税務署当局との調整の中におきましてもそのままの状態に指導を受けてきたという経緯も、13年度で指摘を受けたというようなことでございますので、私としては職員の事務ミス、それらの情報を十分に的確につかまなかったということにつきましては、遺憾に思いますけれど、大きな事務ミスということで対応を考慮をしないということでご理解を賜りたいと思えます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。12番米沢議員。

12番（米沢義英君） あのですね、行政改革やっているんですよ上富良野町は。その800万何がお金がかかるといふことになるとなれば、これまた大問題ですよ。一方で住民に負担を押し付けておきながら一方でいろいろ問題でやるということですから。

私、この問題というのは、やはり国がやっぱりきちりしなければならぬ問題、そして行政がやっぱり反省点としてやっぱりしなければならぬ問題、この二つをね、やっぱりどう見るのかということところだと思います。町のほうで言えば、いろいろと国税当局にはなかなかものを言えないというような話がありますが、しかし住民からしたらわずかなお金の問題でも、やはりこれだけの行政のやっぱり不始末という形になって受け止められるわけでありまして。このことを私は本当の行政の改革というならば、内部でのこういう問題、そして国に問題があるなら、国にきちりとどういふところに問題があるんだと、地方自治体から見た場合に、こういう側面からね、ものを言える自治体が本来のやっぱり自治体、住民に信頼される自治体ということだと思っております。それで改めてお伺いいたしますが、地方、いわゆる町の問題はなんだったのか、国税当局のいわゆる町側から見た場合、この指導のあり方、どこが問題でこういうことを注意すれば、もっと速やかにこういった点が改善されたのではないかとすることも良く見える立場にあると思うんです。この点、とりあえずお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

米沢議員おっしゃるとおり、いろいろとこの辺の国あるいは道そして町、こういう関係の中におきましてはいろんな状況がございます。

そういう中で、どこが大きなその責任の所在の点になるのかなというようなことではございますけれども、基本的に地方分権が施行されまして、こういう点につきましては、もう自治体自らこういうところにこういうことのおきない中で、それぞれ職員におきましても勉強もしていかなければいけないというふうに思います。この点がなかなか今後、更に従来は行政指導がございました。ある程度国のほうから流れてきて、その適正な指導がございましたけれど、今後におきましてはこういうことがございません。分権になりますと自ら判断してという部分がございます。そういう面におきまして、職員がこの辺のところを十分踏まえた中でやっていかなければならんということは、今後、職員にそういう指導もしていかなければいかんし、職員も当然そういうふうには思っております。そのためにはかなりの研修だとかそういうものも積極的に行って、これらに対応できるようなことにしていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、ここで問題点になるのは、一番最初には法令のいわゆる条文が最初に流れてきまして、具体的な取り扱い、運用方針だとかそれらについて、なかなか流れてきていないのが現状でございます。そしてたまたまその逐条というものは、ある一定の期間を過ぎないと編纂されてきてございません。我々は一般的に事務提要の中にこういう法令の運用解釈のやつが買って、その中で勉強をしているわけでございますけれども、そういう中でその法律の趣旨の内容の点が法令が施行されて即、自治体にすぐ伝わっているかというところという点がないわけでございますので、この点につきましては、重々今後におきましては、そういう国からの指導というのはございませんから、重々今後自ら考えていかなければならんというふうに思っております。

議員がおっしゃるとおり行政改革の面で一生懸命やっっているからこういうような結果ということにな

りますけれど、この点ですね、その事情賢察いただきまして、お許しを賜りたいというふうに思っております。結果的には誠に自治体の責任の中でのそういう状況ということになりますけれど、こういうことには今後十分注意してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 最終的には自治体の責任だということの話だというふうに思いますが、あわせて運用上の問題でいえば、いろんな国からの情報が遅いという問題もあると思いますが、もしもそういうものであれば、その部分きっちりやったり国にしつこく要請すると。確かに時間の流れというか差というのはあるかと思いますが、こういう中で何が起きてきているかと、地方自治体では、再三再四こういうことをやったり繰り返していると。その分やはり結局住民に負担を押し付けたり、いわゆる不信感をかうようなそういう行政にやっぴりなっているという、ここがやっぴり住民からしたらどうなんだと。本当に行政改革を真剣にやろうとしているのかと。本当に行政改革やろうとするのだったらやっぴり内部の助役が言うように内部の引き締めをきっちりやるべきではないかと。こういうことではないですか。

ですから今回のこれだけのお金があれば、いろんな政策にもまた展開できるわけですから。こういうことがやっぴりたび重なって、一方でやっぴり問題が、やっぴりごみの有料化にしても、一方で有料化しておきながら、一方でこういうことが起きると。ここにね、やはり私は納得できないし、住民の皆さんにしても納得できない問題があると。

私は町長が言うように、その事務上の国税の流れで結局はその職員に対してもきっちりとした責任は取れないということをおっしゃっているけれど、助役の言い分では、そういうものもあるけれど、最終的にやはり自治体は責任を取るんだということなんですよ。そこで町長と助役の判断が違うんだと。私は助役の思いは町長の思いは同じなのかもしれませんが、しかし、町長の思いはそういうふうには取れないわけなんです。そういったところの違いが行政のいろんなアンバランスという形になって言われてくると思っております。

もう一度確認いたしますが、これは自治体がきちっと処理すべき問題だったと、こういうことで受け止めていいのか、そうすればおのずとそれに関わった職員やあるいは町長が、この問題に対してどういう判断を取るのかという結論も当然求められるのだらうと思いますが、もう一度この点について明確な答弁を求めます。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員のご質問にお答え申し上げます。

今回の問題については、なかなかその辺のところが最終的には読み取れなかったと、国税当局の方からの税務署通しての指導があって、その辺のところが清算になったということでございます。

通常ではその辺のところが先ほど中村議員のおっしゃる中にありましたように、早くそういう情報の収集がされて、その点のところが点検されていれば、もう少しこういう早い時期で対応ができたのではないのかなというふうに思っております。

この点我々というのは、常に最小の経費で最大の効果という点で、税というものをしっかりつかんでいかなければいかんと、住民サービスのために配分していかなければいかんという責任がございます。そういう観点からいたしましても、この辺は厳しくそれぞれ皆さんから指摘をいただいている点につきましては、厳しく受け止めて対応していかなければいかんという点につきましては、当然町長も私もその点では一致してございます。

そういう面でこれからのいわゆる公務員としてのあり方についても、やはり分権という中で、また今厳しい状況を迎えている中に襟を正していく、そして自らの資質を高めていくということをしていかなければいかんというようなことになっていくと思っておりますからその点では職員に指導していきたいというふうには思っております。こういう点をなんというんですか、見抜けるような、そしてまた議員がおっしゃりましたように、自治体として国に言うべきことは言うというような職員像というのは、やはり一つのこれからのあり方だというふうに思っておりますので、そういう面で私といたしましても、町長の意を体しながらそのようなことで努めてまいりたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。なければこれをもって質疑討論を終了いたします。

これより議案第4号の件を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。よって議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（平田喜臣君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成14年第2回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時53分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 14 年 7 月 11 日

上富良野町議会議長

平 田 喜 臣

署 名 議 員

米 沢 義 英

署 名 議 員

長谷川 徳 行